

自立支援協議会と専門分科会の比較（H25年度）

資料2-②

青森市障がい者自立支援協議会

- もくてき
(目的)
障害者が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して協議すること。
- おも
(主な機能)
1. 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
 2. 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握（青い枠）
 3. 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整

目的に合わせて
機能を整理

障がい者福祉専門分科会

- もくてき
(目的)
障害者の健康福祉に関する事項を調査審議するため
- (主な機能)
1. 地域における関係機関の連携強化（青い枠）、社会資源の開発・改善等に向けた協議
 2. 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組（赤い枠）
 3. 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
 4. 市から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価（赤い枠）
 5. 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証（赤い枠）
 6. 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議（赤い枠）
 7. 市障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言

- ※1 平成25年度第1回協議会資料を調整。主な機能は、上記記載の10項目のほか、「専門部会等の設置、運営等」の計11項目。
- ※2 当該資料は、平成25年3月28日付け、障発0328第8号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項に規定する協議会の設置運営について」をベースに整理された。
- ※3 赤で囲んでいる項目は、令和6年通知で「留意点」に移行したもの。青で囲んでいる項目は、今回（令和8年度）の整理でそれぞれ移管するもの。

自立支援協議会と専門分科会の比較(R8再整理案)

青森市障がい者自立支援協議会

(目的)
障がい者が主体的となって自らが希望する生活ができることを目指して協議すること。

(主な機能)

- 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- 地域における障害者等への支援体制等に関する課題の抽出、把握及び共有
 - 【新】個別事例から地域課題を抽出する部会の定期開催
 - 相談支援従事者の資質・スキル向上(人材育成)
- 地域における関係機関の連携強化【専門分科会から移管】
 - 【新】市町村と基幹センターによる共同・連携した事務局運営

目的に合わせて

機能を整理

障がい者福祉専門分科会

(目的)
障がい者の健康福祉に関する事項を調査審議するため
(主な機能)

- 地域における相談支援体制及び福祉サービス等の整備状況並びに課題等の抽出、把握及び共有【協議会から移管】
 - 相談支援事業の評価(委託時は中立・公平性を確認)
 - 基幹センターの体制協議(設置・人員)と実績検証
- 社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
 - 【新】サービス提供体制、地域生活支援拠点等の整備・機能充実、インフォーマルな支援を含めた体制整備の協議
 - 【新】病院・施設・保健所等との協力体制の強化、地域移行対象者を相談支援へ円滑につなぐ仕組み構築
 - 虐待の未然防止・早期発見・早期対応の体制構築
- 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告及び都道府県協議会との連携
- 市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握並びに必要なに応じた助言等
※必要に応じて専門部会等を設置・協議

※1 令和6年通知をもとに整理。令和6年通知に「留意点」が追加された(上記「・」の項目)。

※2 【新】は、令和6年通知で追加された項目、赤字下線は、主な機能の変更箇所。